

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
1	実施方針						用語の定義	火葬炉運転企業が行う業務は、 ①要求水準書(案)p.59 第4 6 火葬炉設備保守管理業務 ②要求水準書(案)p.69 第5 9 火葬炉運転業務 との理解で宜しいでしょうか。	実施方針P10_第2_3_(1)_アをお参照ください。
2	実施方針	1	第1	1	(2)		対象施設となる公共施設	「選定された事業者を…「指定管理者」として指定する予定である」とありますが、選定された入札参加者の構成員が設立するSPCが指定管理者になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	1	第1	1	(2)		対象施設となる公共施設	指定管理者の指定期間はPFI事業期間と同期間の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	2	第1	1	(5)		運営等にかかる基本方針	「将来増加する利用件数や利用者である市民のニーズに的確に応えられる施設」とありますが、年間火葬の件数や斎場の利用者数はどのくらい見込んでいますか。	想定の間火葬件数は2,630件、1会葬グループあたり平均人数は40名を想定しています。詳細は、「栃木市斎場再整備基本構想」及び「栃木市斎場整備基本計画」をご確認ください。
5	実施方針	2	第1	1	(5)		運営等にかかる基本方針	「周辺住民等に迷惑を与えない」とありますが、建設地近隣の住民の火葬場建設に反対はないのか。	地元自治会には建設を受け入れていただいています。
6	実施方針	2	第1	1	(5)		運営等にかかる基本方針	「災害時等にも対応できる施設」とありますが、想定収容人数及び日数をご教示ください。	「災害時等にも対応できる施設」とは、災害時にも運営を通常通り継続できる施設を指します。なお、計画地南部に位置する岩舟健康福祉センター「遊楽々館」（指定緊急避難場所）の補助機能としての利用を想定しており、収容人数及び日数の想定はありません。
7	実施方針	2	第1	1	(6)	ウ	事業者の業務範囲	事業者の業務範囲に工事監理業務の記載がありません。要求水準書(案)に記載がありますのでそちらを正として宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に記載している業務範囲を正とします。
8	実施方針	3	第1	1	(6)	エ	事業者の収入	(ア)市が支払うサービス購入料に関して「上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者にサービス購入料を支払う」とありますが、(ウ)のi売店等運営業務については、市に使用料を支払い、物品販売等による収入は事業者の収入になるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、売店等運営業務を実施する上での目的外使用料は入札公告時に示します。
9	実施方針	3	第1	1	(6)	エ	事業者の収入	施設整備業務の対価として、引き渡し時までの支払いの有無、割合など、現時点で貴市がお考えの支払い条件をご教示ください。	施設整備業務に係るサービス対価のうち、一部を引き渡し時に支払うことを想定しています。詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針	3	第1	1	(6)	エ	事業者の収入	「市は事業者にサービス購入料を支払う」とありますが、どれくらいのスパンで支払われるのでしょうか。	入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	(6)	エ	事業者の収入	公の施設に対する使用料をお示しくください。	「使用料徴収代行業務」にて收受する使用料については設置管理条例制定時に示します。なお、公の施設に対する使用料は市の収入となります。
12	実施方針	4	第1	1	(6)	エ (イ)	物品販売等による収入	「物品販売等による収入は事業者の収入とありますが、自主事業収入においても同様の考えで宜しいでしょうか。	本事業において自主事業は想定していません。
13	実施方針	7	第1	2	(1)	イ	定性的評価の実施	事業者に移転するリスクの評価とはどのようなことを意味するのでしょうか。	官民のリスク分担の適切性について評価します。
14	実施方針	8	第2	1			事業者の募集及び選定方法	予定価格の公表はされますでしょうか？また、最低制限価格の設定はされますでしょうか？	入札公告時に示す予定です。
15	実施方針	10	第2	2	(2)	カ	入札公告	参加グループが1グループの場合でも、事業者の募集は成立するのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
16	実施方針	10	第2	2	(2)	カ	入札公告	事業費の予定価格は公表されるのでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No14をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
17	実施方針	10	第2	3	(1)	ア	入札参加者の構成等	工事監理業務を請け負う設計企業では炉設備工事の監理業務が不可能なため炉設備企業が監理業務を行う事が可能でしょうか。	設計企業は火葬炉との取り合いを監理してもらうことを考えています。炉そのものの監理は考えていません。
18	実施方針	11	第2	3	(1)	オ	入札参加者の構成等	火葬炉企業及び火葬炉運転企業はこの限りではない、との記載がありますが、重複参加は競争の公平性の立場から不可としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
19	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	入札参加者の参加資格要件	建設企業の参加資格要件として、同種工事の実績、配置予定技術者の資格要件等、入札公告時に条件が追加される予定はございませんでしょうか？	現時点で同種工事の実績、配置予定技術者の資格要件等を追加する予定はありません。
20	実施方針	11	第2	3	(2)	カ～ケ	入札参加者の参加資格要件	火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業は平成31・32年度栃木市建設工事入札参加有資格は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	11	第2	3	(2)		入札参加者の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務等で構成員若しくは協力企業として入札参加する場合の参加資格要件についてご教示ください。	実施方針 (P11) (2) 入札参加者の参加資格要件ア、イに該当する者及び実施方針 (P12) (3) 入札参加者の制限に該当しない者とします。
22	実施方針	13	第2	3	(5)	ア	S P C の設立	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	不可とします。
23	実施方針	13	第2	3	(5)	ウ	S P C の設立	S P C への出資金につきまして、代表企業が最大比率となるようにする以外に最低出資金額、最低出資比率等の制限はございますか？	S P C への出資金について、代表企業が最大比率とする以外に最低出資金額、最低出資比率の制限はありません。
24	実施方針	15	第3	1			基本的な考え方	責任分担の考え方で、「市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」とありますが、想定されている合理的理由とは。	リスク顕在化の回避、移転・分散、顕在化時の被害額の抑制等について効率的に実施することが可能であるかという観点から、官民の責任分担を定めています。事象事に合理的であるか判断します。
25	実施方針	15	第3	3			事業の実施状況のモニタリング	建物建設期間中からモニタリングを行うと捉えてよろしいでしょうか。	モニタリングは設計・建設期間中から実施します。
26	実施方針	18	第6	1	(1)		事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	ここでいう事業者とはS P C のことを示されているのでしょうか。S P C はペーパーカンパニーと解釈しておりますが事業者の責めに帰すべき事由とありますが、運営維持管理企業の責めに帰すべき事由でしょうか。	前段について、ここでいう事業者とは、S P C を指します。後段について、事業者の責めに帰すべき事由とは、S P C 及びS P C を構成する企業の責めに帰すべき事由を含みます。
27	実施方針	18	第6	1	(2)		市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	S P C 構成員が倒産した場合に於いても市は、事業契約の解除となりうるのか。倒産構成員と同業種の企業に出資させ代わりの構成員として継続事業者としてできるのか。	入札公告時に示します。
28	実施方針	18	第6	3	(2)		当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力による契約解除時の賠償責任に関し、「事業契約の定めるところ」とは、具体的にどのような内容をお考えでしょうか？	入札公告時に示します。
29	実施方針	24	別紙3				リスク分担表「契約締結リスク」	※1 「不正行為を除き、理由の如何を問わず事業者及び市は自らに発生する費用を負担する」とありますが、契約締結の中止事由について事業者又は貴市に帰責性がある場合は、帰責者負担という認識で宜しいでしょうか。	契約締結の中止事由について、事業者又は市に帰責性がある場合であっても、不正行為を除き、理由の如何を問わず事業者及び市は自らに発生する費用を負担するものとしします。
30	実施方針	24	別紙3				リスク分担表「公的支援制度リスク」	公的支援制度とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。	旧合併特例債の活用を想定しています。
31	実施方針	24	別紙3				リスク分担表「不可抗力リスク」	不可抗力リスクについて、事業者も一定の割合での費用負担をしていますが、一定割合の具体的な数値があればお示しください。	入札公告時に示します。
32	実施方針	24	別紙3				リスク分担表「不可抗力リスク」	「事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する」となっておりますが、具体的にどの程度の割合もしくは額を想定されていますか？ご教示ください。	実施方針に対する質問への回答 No. 31をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「不可抗力リスク」	不可抗力は、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担とする予定ですが、一定の金額はどの程度でしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 31をご参照ください。
34	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「不可抗力リスク」	「※2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する」とありますが、詳細は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいですか。	実施方針に対する質問への回答No. 31をご参照ください。
35	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「物価変動リスク」	物価変動リスクに許容範囲を設定し、範囲を超えた場合はサービス購入料を見直すとはありますが、許容範囲を設定する時期や、許容範囲の具体的考え方を教えてください。	入札公告時に示します。
36	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「物価変動リスク」	「※3 許容範囲を設定し、範囲を超えた場合はサービス購入料を見直す」となっておりますが、施設整備費（建設工事）については、スライド条項の適用があるものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 35をご参照ください。
37	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「物価変動リスク」	「※3 許容範囲を設定し、範囲を超えた場合はサービス購入料を見直す」とありますが、詳細は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいですか。	実施方針に対する質問への回答No. 35をご参照ください。
38	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「物価変動リスク」	「※3 許容範囲を設定する」とありますが、どの程度の範囲を想定しているのでしょうか。また許容範囲の設定は、落札者の決定後に貴市と事業者で協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、実施方針に対する質問への回答No. 35をご参照ください。後段については、入札公告時に示します。
39	実施方針	24	別紙3			リスク分担保 「物価変動リスク」	備考※3にて、許容範囲を設定し、との記載がありますが、その内容はいつ公表されますでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 35をご参照ください。
40	実施方針	25	別紙3			リスク分担保 「工事遅延・工事費の増大リスク」	「不可抗力により工事が遅延した場合」等における不可抗力リスクと当該リスクとの棲み分けはどうお考えでしょうか。	不可抗力による工事遅延等は不可抗力リスクとします。詳細は入札公告時に示します。
41	実施方針	25	別紙3			リスク分担保 「譲渡手続きリスク」	「施設譲渡の手続き」とありますが、施設完成後の「本施設の引渡し及び所有権移転」の手続きという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	26	別紙3			リスク分担保 「施設譲渡リスク」	「市に施設・設備を譲渡」とありますが、どのような想定でのリスクでしょうか。最下段の事業終了時の移管手続きリスクと同様の認識でよろしいでしょうか。	前段について、維持管理・運営の「施設譲渡リスク」は事業終了時に要求水準を満たした状態で市に施設を引き継ぐ費用に関するものを示します。後段について、事業終了の「移管手続きリスク」は事業終了時に発生する手続き等の費用に関するリスクとなります。
43	実施方針	25	別紙3			リスク分担保 「修繕・更新リスク」	事業期間中の大規模修繕は、含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業期間内に大規模修繕が必要な事象が発生した場合については事業者の負担となります。
44	実施方針	26	別紙3			リスク分担保 「運営に伴う近隣対策リスク」	「事業者が善管注意義務を果たしている限りは、市の負担とする。」について、具体的に何を想定しているのか、ご教示ください。	具体的な内容については、事象毎に判断します。
45	実施方針	26	別紙3			リスク分担保 「運営に伴う近隣対策リスク」	「運営に伴う近隣対策リスク」の内容について、「住民対応リスク」及び「環境問題リスク」と似ていますが、負担者の考え方が異なります。事業者が善管注意義務を果たしている場合においては、市の負担とすることで統一していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
46	実施方針	26	別紙3			リスク分担保 「維持管理費・運営費の増大リスク」	法改正により法定点検が変更又は追加になった場合の維持管理費増大リスク分担保をご教示ください。	実施方針P24別紙3リスク分担保「法制度リスク」に示すとおりです。詳細は入札公告時に示します。
47	実施方針						事業費の上限金額について公表いただけますか。	実施方針に対する質問への回答No14をご参照ください。